

議案第 3 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 8 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成１９年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項第１号の２を削り、同項第２号中「前２号」を「前号」に、「２７５，０００円」を「２８０，０００円」に改め、同項第３号中「前３号」を「前２号」に、「５００，０００円」を「５１０，０００円」に改め、同条の次に次の１号を加える。

- (4) 前３号の場合における地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第３１３条第３項から第５項までの規定を適用せず、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第５７条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとして計算する。

第１３条第２項を削る。

第１４条中「から第２号まで、及び同条第２項」を「、第２号及び第４号」に改める。

附則第２条を削り、附則第３条を附則第２条とする。

附則第４条から附則第３０条までを削る。

附則第３１条の見出し中「平成３０年度及び」を削り、同条中「平成３０年度及び」及び「平成３０年度においては第１３条若しくは第１４条又は附則第２８条若しくは附則第３２条に規定する基準に従い、」を削り、「附則第２８条」を「附則第４条」に改め、「とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」を削り、同条を附則第３条とする。

附則第３２条を削る。

附則第３条の次に次の３条を加える。

（平成３１年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第４条 平成３１年度において第１３条第１号の規定が適用される被保険者であつて、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が施行令第１５条第１項第６号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについて第１３条第１号の規定を適用する場合においては、同号中「１０分の７」とあるのは、「１０分の８」とする。

- ２ 平成３１年度において第１３条第１号の規定が適用される被保険者であつて、前項の規定が適用されないものについて第１３条第１号の規定を適用する場合においては、同号中「１０分の７」とあるのは、「２０分の１７」とする。

(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第5条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第11条の規定を適用する場合においては、同条中「第13条又は第14条に規定する基準に従い」とあるのは「平成32年度においては第13条若しくは第14条又は附則第6条に規定する基準に従い、」とする。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第6条 平成32年度において第13条第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が施行令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものを除く。）についての第13条第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。